

静岡県公安委員会規程第2号

警備業法等に基づく通知書等の様式等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

警備業法等に基づく通知書等の様式等に関する規程の一部を改正する規程

警備業法等に基づく通知書等の様式等に関する規程（平成17年静岡県公安委員会規程第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(認定を取り消す旨の<u>通知等</u>)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 警備業法第12条第3項の規定に基づき認定証を返納する者は、様式第3号による認定証返納届により公安委員会に対して届出するものとする。</u></p> <p>(資格者証等を交付しない旨の通知)</p> <p>第6条 公安委員会は、警備業法第22条第4項、同法第23条第5項において読み替えて準用する同法第22条第4項又は同法第42条第3項において読み替えて準用する同法第22条第4項の規定により警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書又は機械警備業務管理者資格者証（以下「資格者証等」という。）の交付を行わないときは、当該交付の申請を行った者に対し、様式第5号による<u>資格者証交付に関する通知書</u>によりその旨を通知するものとする。</p> <p>(警備員指導教育責任者の兼任の承認等)</p> <p>第11条 警備業法施行規則第39条第3項に規定する公安委員会の承認を受けようとする者は、<u>選任</u>の警備員指導教育責任者を置くことができない営業所（以下「兼務を受ける営業所」という。）の警備員数及び兼務を受ける営業所と警備員指導教育責任者を兼務する者が勤務する営業所との間がおおむね片道1時間以内で行ける距離にあることを疎明する書類を添付して、様式第10号による警備員指導教</p>	<p>(認定を取り消す旨の<u>通知</u>)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(資格者証等を交付しない旨の通知)</p> <p>第6条 公安委員会は、警備業法第22条第4項、同法第23条第5項において読み替えて準用する同法第22条第4項又は同法第42条第3項において読み替えて準用する同法第22条第4項の規定により警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書又は機械警備業務管理者資格者証（以下「資格者証等」という。）の交付を行わないときは、当該交付の申請を行った者に対し、様式第5号による<u>資格者証等交付に関する通知書</u>によりその旨を通知するものとする。</p> <p>(警備員指導教育責任者の兼任の承認等)</p> <p>第11条 警備業法施行規則第39条第3項に規定する公安委員会の承認を受けようとする者は、<u>専任</u>の警備員指導教育責任者を置くことができない営業所（以下「兼務を受ける営業所」という。）の警備員数及び兼務を受ける営業所と警備員指導教育責任者を兼務する者が勤務する営業所との間がおおむね片道1時間以内で行ける距離にあることを疎明する書類を添付して、様式第10号による警備員指導教</p>

育責任者兼任承認申請書により、公安委員会
に対して申請をするものとする。

2 (略)

育責任者兼任承認申請書により、公安委員会
に対して申請をするものとする。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号及び様式第2号中「認定証」を「認定」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

様式第6号中「合格者証明書」を「合格証明書」に改める。

様式第14号及び様式第15号中「(表)」を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。